

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 4 年 11 月 30 日

新潟市長 中原 八一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 清水フードセンター大学前店

所在地 新潟市西区坂井砂山 3 丁目 6 番 55 号

設置者 清水商事株式会社 代表取締役 江畑 貴正

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ① 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前)

位置 廃棄物等の保管施設 No. (配置図上の No.)
廃棄物保管施設 1 (届出書添付図面のとおり)

(変更後)

位置 廃棄物等の保管施設 No. (配置図上の No.)
廃棄物保管施設 1 (届出書添付図面のとおり)
廃棄物保管施設 2 (届出書添付図面のとおり)

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯	
店舗南側	荷さばき施設 1	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分

(変更後)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯	
店舗南側	荷さばき施設 1	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

3 変更する年月日

- ・上記2の(1)の変更：令和5年7月11日  
(ただし、軽微な変更が認められた場合はその日以降)
- ・上記2の(2)の変更：令和4年11月11日

4 変更する理由

施設の位置及び運営計画が一部変更になるため。

5 届出年月日

令和4年11月10日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市西区役所農政商工課

7 縦覧期間

令和4年11月30日から令和5年3月30日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

電 話 025-226-1629

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp